

広報 第62号

町のすがた
(5月1日現在)

人口	男	3,383人(+6)
	女	3,654人(-3)
	計	7,037人(+3)
世帯数		1,556 (+7)
()は4月1日との比較		



発行 昭和48年5月15日

新潟県三島町
三島町役場
TEL 脇野町局
局番 025842
代 2 2 2 1
印刷 北越印刷株式会社
長岡市福住1丁目
TEL 0306



供給開始前に器具の調整を行ないます

4/23 上岩井にて

昭和四十七年度の脇野町吉崎地区の工事に引き続いて本年度は上岩井地区から工事が始まり、四月二十四日には百二十世帯の器具の調整も終了、即日供給を開始いたしました。

七日市地区は六月末までに、以下順に鳥越、気比宮、藤川、宮沢と工事を進め、最終の宮沢地区に町営ガスの火がつけられるのは、遅くとも十月三十一日までとなりそうです。

工事期間を一年短縮したのは、資材費等の値上りが見込まれること、地域の供給を待つ声が強いため、工事が順調に進むことなどによるもので、嬉しい誤算であるとも言えます。

脇野町、吉崎地区は、加入時風呂釜のガス化率は二十七割であったものが、四月末日現在では、四十七割に上昇し、町営ガスの使用がすすんでいます。

四月の両地区の利用状況は、一世帯平均で、三十二立方尺、約千四百七十円の使用料となっています。

工事が完了すると、対象区域内の加入率は九十割、町全体では六十五割、千八百世帯に町営ガスが供給されることとなります。

気藤宮地区も十月までに町営ガス計画を早めて供給開始へ

町営ガスの工事は四月末には上岩井地区に供給を開始するなど順調に進み、当初四十九年度までの工事期間を計画していたが、十月末までに全加入希望世帯に供給開始ができる見込みとなりました。

供給開始から五立方尺は試験供給として無料で使っていただけです。

精算の方法は、最初の料金の納入の際、五立方尺分を差し引いた額で納めていただくこととなります。

ガスは優良な器具を正常に使用すれば決して危険なものではありません。



中川氏

四月二十三日に開かれた臨時議会で中川里司(男)氏が監査委員に再任されました。

中川氏は昭和三十九年五月に就任されて以来、四期にわたって地方自治法のきまりにより代表監査委員に就かれています。

町の監査委員は、税金が町民のために正しく使われているか、その事務処理は適切であるかなどを監査のほか、町の行なう水道、ガ

町営ガスを常に最良の条件で使用していただくため、ガス栓の増設、変更は必ず、役場の企業課に届けたいというので、町が工事を施行することになっております。工事に際しての問い合わせは、企業課にお願いいたします。

四月二十五日任期満了となった町の選挙管理委員に、齊藤新吾(七)、山後松三郎(六)、樺沢安栄(四)、燕二郎(三)の四氏もこの議会で選挙され、再任されました。

選挙管理委員はその性格上、委員の欠員が許されないので、委員に事故あると直ちに補充できるような補充員もあらかじめ決められておりましたが、この補充員に、渡辺徳源治(六)、小林利一(三)、片桐興平(三)、山田藤作(六)の四氏もこの日選任されました。

中川里司氏監査委員に再任
選挙管理委員も

5・6月衛生行事

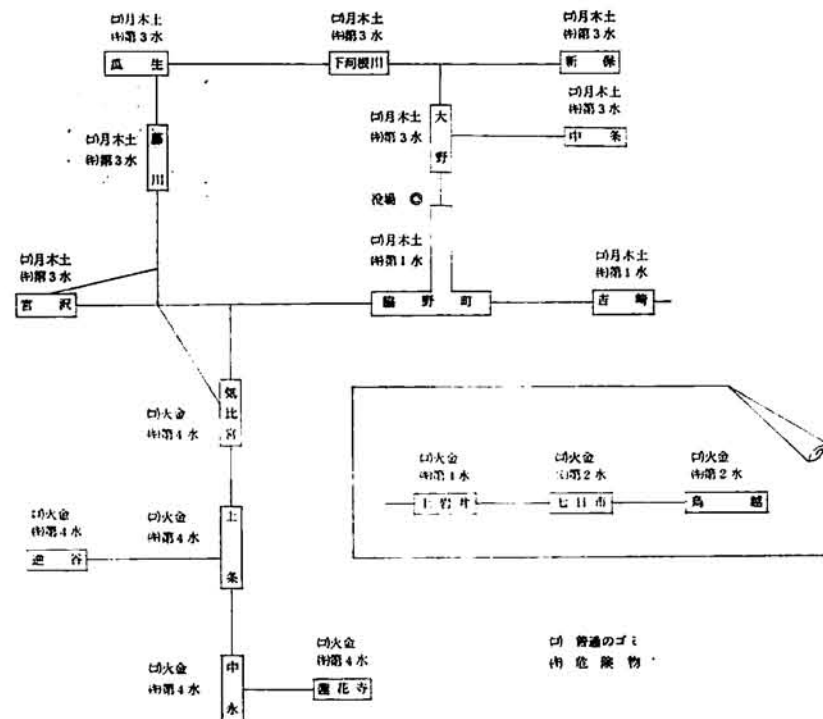
月日	種目	対象	ところ	とき
5.15	ツ反接種	生後3ヶ月～小学校入学前(脇野町地区)	三島町総合福祉センター	14.00～15.30
5.16	ツ反判定及びBCG接種	5月14日のツ反接種者	"	14.30～15.30
5.17	"	5月16日のツ反接種者	"	14.00～15.30
5.18	乳児検診	生後3ヶ月～12ヶ月の乳児	"	13.00～15.00
5.31	栄養指導車	一、般	新保公民館前 大野公民館前	10.00～11.00 13.00～14.00
6.1	"	"	下河根川公民館前 瓜生公民館前	10.00～11.00 13.00～14.00
6.6	献血	"	三島町総合福祉センター	10.00～15.00
6.7	妊婦検診	妊婦	"	13.00～15.00
6.14	日本脳炎予防注射	44.4.1以前生れの未就学児(日吉地区)	日吉小学校	14.00～15.30
6.15	"	(脇野町、大津地区)	三島町総合福祉センター	"

ゴミは

収集日に出しましょう



《ゴミの収集日》



水切り
ゴミの量より質が問題なのです。できましたら水切りをして出して下さい。あとの処分のスピードが大きく違います。

収集日
上の図にきめられた以外の日は出さないでください。出すほうは一日ぐらいいの違いはどうも置かれる近くの人の嫌な気持ちを思っていてください。

川のゴミ
ゴミの収集車が来るのに、どうして川にゴミを捨てるのでしょうか。下流の人が大変めいわくします。捨てる人も、決して良い気持ちのではありません。

老人医療費受給資格が
拡大されます

受給のための所得限度額

(円)

- 5月末日まで、更新の手続きを町長が職権で行っております。新受給者証は老人クラブ役員を通じて旧受給者証と引きかえに7月1日までにお配りします。
- 受給資格の所得限度額が、7月1日から表のようになります。
- 7月1日までに満70才になれる人、受給資格の生ずる人は地元の老人クラブ役員か、役場へおたずねください。

扶養者数	所得限度額 (7月1日から)	
	本人の所得	扶養義務者の所得
0人	430,000	4,710,000
1人	520,000	4,910,000
2人	660,000	5,050,000
3人	800,000	5,190,000
4人	940,000	5,330,000

水道 は、飲用水、消火用水、工業用水など、人が多く集まるほどその機能の中心となるものです。

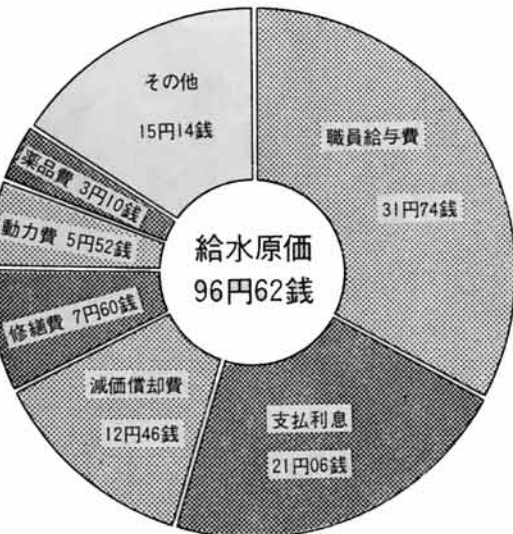
生活水準の向上にともなう水の一人当り需要も増加するため、水不足は近い将来には、町にとても深刻な問題となります。

町では、水道創設以来今日まで清浄な水を安く豊富に供給することを目標に努力してきました。

現在は、ようやく需要をみたしている程度で、後は新しい対策が必要で、豊富で安い水を多数の町民に供給することは水道事業の使命ですが、公営企業の枠の中で、経営面では独立採算を立て、えとしながら企業を発展させることには問題も多くあります。

特に、建設資金の大部分を借り入れ金にたよったため、その返済利息が非常に大きいことや、源水の質が悪いため薬品や処理に手数がかかることなどにより、どうしても他の市町村に比べて給水原価が高くなっています。

水道事業に対する町民のみならずのご理解をお願いいたします。



昨年度の給水人口は、六に比べ四割の伸び率を示し、千五百五十一人、一千四百四十三世帯で加入率は、九十三・一割となっております。

給水量については、一日最大給水量一千五百二十ト（八月十八日）を記録するとともに、年間総給水量二十二万トとなり、前の年度

水道週間

六月一日から七日までは、水道週間で、町民のみなさんから水道について、認識と理解を深めていただくため浄水場の施設を開放し、見学していただくことになりました。

期間中、午前八時三十分から午後五時まで、係員が詳しく説明させていただきます。子どもさんと一緒にぜひお出かけ下さい。



部落の話

上岩井出身の渡辺さん

上岩井の出身で現在北海道に住んでおられる渡辺一雄（つとむ）さんは、村の思い出が忘れられない。何か役立てて欲しいと上岩井部落に百万円を寄付されました。

部落では、相談の結果神社の参道を改修させてもらうことになり、四月二十七日「石井神社」の

昭和四十七年度の給水量

年間総給水量 (ト)	一日平均給水量 (ト)	一日最大給水量 (ト)	一人一日平均給水量 (ト)	一世帯平均水道使用料 (円)
二〇、〇〇〇	六〇三	一、五二〇	九二	九九〇

昭和六十年代のはじめに始まり、その時点での人口八千六百人が見込年間総給水量は三十五万ト

にも達すると見込まれております。

そのためには、新しい水源を確保し、施設の整備拡充をはからなければなりません。

町では水不足による「断水」だけはどんなことがあっても避ける決意です。

水道がその日から快適な生活を直接脅かす重要な問題だけに対策が、後手にならないよう常に研究と努力をしております。



中小企業経営者に有利な融資制度

中小企業設備近代化資金

- 貸付金額 10万から500万円まで
- 貸付利率 無利子
- 返済方法 1年据置4年均等償還
- 申し込み 48年9月末日まで

中小企業設備貸与

- 機械設備を10%の保証金で借りられます。
- 1年据置、その後8回の半年年賦で年利5%の損料として返済すればその機械を譲り受けられます。
- 申し込みは 第1回が5月末日まで、第2回が9月末日まで

＜いずれも詳しくは役場産業課におたずねください＞

居住用の宅地は負担を軽く 昭和48年度地方税法改正

国会で、地方税法を改正する法律の審議が遅れたため、今年度は固定資産税第1期分の納税を5月末日に変更しました。4月末に法律も成立し、町の

評価替えの実施

これは、その時期に適用した評価額で課税しようとする。これは、その時期に適用した評価額で課税しようとする。これは、その時期に適用した評価額で課税しようとする。

課税標準の調整

評価替えの結果、宅地などは相当上昇しました。この上昇した評価額によって課税を行ないますと、従来に比べて負担が急に増加することになります。そこで、次のような措置がとられることになりました。

住宅用地

住宅用地は、個人所有の住宅用地に引き上げられる。個人所有の住宅用地は、個人所有の住宅用地に引き上げられる。個人所有の住宅用地は、個人所有の住宅用地に引き上げられる。

町民税率をかんわ

町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。

町民税率をかんわ

町民税率表 (改正後)

課税標準額の区分	税率	課税標準額
三十万円以下	二%	が百五十万円以下の場合
五十万円	三%	合二%
八十万円	四%	以下略
百十万円	五%	
百五十万円	六%	

町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。

町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。

町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。町民税の税率をかんわ。

運転免許手数料等が変更されました

種別	手数料額	改正後	
		改正前	改正後
免許試験手数料	第一種 第二種免許 (普通・小特・原付除く)	800 (試験車使用料300を含む)	1,000 (同)
	普通免許	800	1,200
	小特 原付免許	300	500
	仮免許	700	1,000
	限定解除	800	900
交付手数料	第一種 第二種免許	300	400
	併設免許	200	200
	仮免許	300	300
再手交付料	第一種 第二種免許	400	600
	仮免許	400	300
更新手数料	第一種 第二種免許	700	900

反則金1覽表 (抜粋) (単位千円)

反則行為の種類	車の種類		
	大型車	普通車	二輪車
速度超過	20以上25未満	15以上20未満	15未満
信号無視	赤色等	減点	減点
免許条件違反	6.5	5.4	4.3
駐停車違反	6.5	5.4	4.3
踏切不停止等	3.6	5.4	4.3
警音器吹鳴義務違反	5.4	4.4	3.3
追越し違反	8.6	5.4	4.3
公安委員会遵守事項違反	5.4	4.4	3.3
徐行場所違反	6.5	4.4	3.3
指定場所一時不停止等	6.5	4.4	3.3
免許証不携帯	2.2	2.2	2.2

危ない子どもの飛び出し

四月の末、役場の東道で、反対側の親のところに走り出した幼児が、急に飛び出し、普通乗用車に接触、転倒いたしました。

幸い、運転手の好判断で大きなけがはありませんでしたが、幼い子どもの飛び出し事故は、親にも責任があります。

他人の子、我が子を問わずお互いに十分ご注意ください。